

令和 7 年仙審第 1 5 号

裁 決
貨物船 A 乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A 船長
海技免許 三級海技士（航海）

本件について、令和 7 年 1 0 月 2 日その管轄を神戸地方海難審判所から当海難審判所に移転する指定があったので、当海難審判所は、理事官小林努出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の三級海技士（航海）の業務を 1 か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和 6 年 1 2 月 8 日 0 9 時 5 8 分半僅か前
高知港航路付近の浅所

2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船 A
総 ト ン 数 7 4 4 トン
全 長 8 1 . 8 0 メートル
機関の種類 ディーゼル機関

出 力 1,471キロワット

3 事実の経過

Aは、令和6年5月に進水した全通二層甲板船尾船橋型鋼製貨物船で、船橋前面に操船コンソールがあって、同コンソールの中央に操舵ハンドルを、左舷にレーダー2基及び電子海図システムを、右舷に機関遠隔操縦装置を、同操舵ハンドル後方に操縦者用の椅子をそれぞれ備え、a受審人ほか4人が乗り組み、焼結粉2,100トンを積載し、船首4.27メートル船尾5.27メートルの喫水をもって、令和6年12月8日09時45分高知港第5ふ頭を発し、兵庫県東播磨港に向かった。

ところで、X社が定めた安全管理規程では、安全統括管理者は、アルコール検知器を用いたアルコール検査態勢を構築しなければならない、乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15ミリグラム以上である間、当直を実施してはならない、船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間いかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15ミリグラム以上である間、当直を実施させてはならないとそれぞれ定められていた。

また、高知港には、桂浜防波堤北方沖合から港奥に向かって長さ約3海里、幅120メートルないし210メートルの港則法に定める航路があり、同航路中央部の西端に設置された高知港第9号灯浮標東方約300メートルの海域に最浅部の水深0.9メートルの浅所（以下「9号東方浅所」という。）が拡張していた。

発航に先立ち、a受審人は、同月7日16時頃から翌8日02時頃まで、自室で、350ミリリットル缶に入ったビール3缶と焼酎

600ミリリットルないし700ミリリットルを飲んで就寝したのち、06時頃起床し、頭痛及び吐き気などにより二日酔いを自覚し、飲酒の影響により正常な操船ができないおそれがあったが、前夜の飲酒が操船に影響を及ぼすことはないものと思い、呼気アルコール検査を実施して呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15ミリグラム未満となるまで発航を延期するなど、飲酒の影響のある状態での操船を適切に回避しなかった。

a 受審人は、離岸操船に引き続き単独で船橋当直に当たり、レーダー1基及び電子海図システムをそれぞれ作動させ、航路に入って南下と増速を開始し、09時53分僅か前高知港御^み^ま瀬灯台（以下「御^み^ま瀬灯台」という。）から008.5度（真方位、以下同じ。）1,780メートルの地点で、船首が179度を向き、6.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）となったとき、直進を始め、手動操舵により進行した。

a 受審人は、アルコールの影響で注意力及び判断力が大きく低下した状態での操船を続け、一等機関士が昇橋したのち、09時56分僅か過ぎ御^み^ま瀬灯台から012.5度1,020メートルの地点に至り、船首が175度を向き、8.4ノットの速力となったとき、針路を徐々に左方に転じ始め、その後、左転を続けると、航路から外れ、9号東方浅所に向かって進行する状況であったものの、左転を続けた。

a 受審人は、高知海上保安部からAが航路を外れそうである旨の携帯電話による情報提供を受けたのち、航路から東方に外れ、一等機関士が、航路から外れたことに気付き、針路を右方に転じるよう手で合図をしたものの、航路に戻る操船を行うことなく続航し、09時58分半僅か前御^み^ま瀬灯台から046.5度510メートルの地点において、Aは、船首が180度を向き、7.2ノットの速力となったとき、

9号東方浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の西風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

乗揚げの結果、船底外板に修理を要しない擦過傷を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚げは、高知港において、東播磨港に向けて発航する際、飲酒の影響のある状態での操船の回避が不適切で、航路から外れ、9号東方浅所に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、高知港において、東播磨港に向けて発航する場合、前夜の飲酒の影響により正常な操船ができないおそれがあったから、呼気アルコール検査を実施して呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15ミリグラム未満となるまで発航を延期するなど、飲酒の影響のある状態での操船を適切に回避すべき注意義務があった。しかるに、同人は、前夜の飲酒が操船に影響を及ぼすことはないものと思い、飲酒の影響のある状態での操船を適切に回避しなかった職務上の過失により、アルコールの影響で注意力及び判断力が大きく低下した状態での操船を続けて航路から外れ、9号東方浅所に向かって進行して同浅所への乗揚げを招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の三級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年7月29日

仙台地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎